

中津川市公告第34号

市の人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、また「中津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や勤務条件などの状況を公表いたします。

平成26年10月10日

中津川市長 青山 節児

中津川市人事行政の運営等の状況について

(注)当内容の数値は、特別職(市長、副市長、教育長)を除いた数値です。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員採用の状況(平成25年4月2日～平成26年4月1日)

区分	一般行政職	消防職	福祉職	教育職	医師職	医療技術職	看護職等	新規再任用	計
採用者数	23人	4人	9人	4人	23人	5人	36人	11人	115人

(注)一般行政職には派遣からの出戻り、教育職には岐阜県教育委員会から身分を移した者を含む。

②退職職員の状況(平成25年度中)

退職事由	定年	勸奨	普通	分限・懲戒免職	死亡	出向等	再任用満了	計
退職者数	33人	0人	66人	0人	1人	6人	0人	106人

(注)出向等とは、岐阜県教育委員会などへ身分を移した者をいう。

③職員数の状況

(1)部門別職員数(各年度4月1日現在)

		職員数		増減	
		平成25年度	平成26年度	人数	主な理由
一般行政部門	議 会	6人	6人	0	
	総 務	149人	146人	△3	組織・機構改革に伴う減
	税 務	31人	31人	0	
	農 林 水 産	43人	43人	0	
	商 工	24人	25人	1	企業誘致推進に伴う業務増
	土 木	54人	53人	△1	組織・機構改革に伴う減
	民 生	130人	131人	1	臨時福祉給付金対応
	衛 生	79人	77人	△2	組織・機構改革に伴う減
	小 計	516人	512人	△4	
特別行政部門	教 育	125人	126人	1	文化財保護推進に伴う学芸員増
	消 防	114人	112人	△2	退職不補充
	小 計	239人	238人	△1	
公営企業部門	病 院	523人	540人	17	医師、看護師欠員補充
	水 道	18人	17人	△1	窓口業務の民間委託
	下 水 道	22人	20人	△2	窓口業務の民間委託
	そ の 他	23人	23人	0	
	小 計	586人	600人	14	
合 計		1,341人	1,350人	9	

(2)職種別職員数(各年4月1日現在)

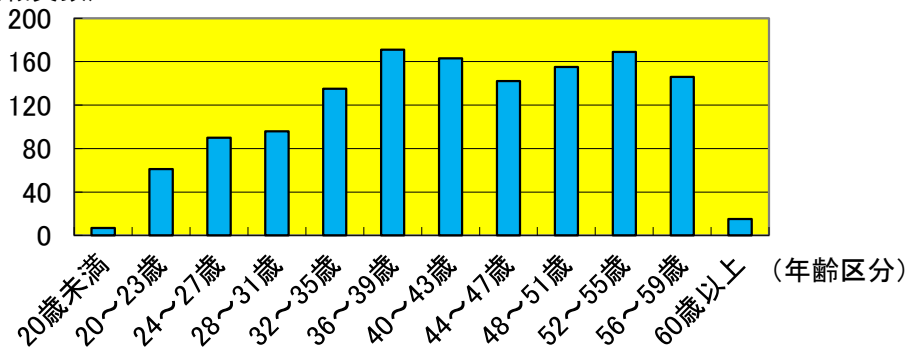
区分	具体的な職	H25.4.1	H26.4.1	増減
職員総数	市長、副市長、教育長を除く職員	1,341人	1,350人	9人
一般行政職	下記以外の事務職員	482人	485人	3人
税務職	税務関係職員	31人	31人	0人
医師職等	医師・歯科医師	57人	54人	△3人
医療技術職	薬剤師・医療技術職	117人	117人	0人
看護職等	看護師・保健師・助産師など	319人	331人	12人
福祉職	保育士、介護士など	131人	131人	0人
消防職	消防士	114人	112人	△2人
企業職	水道事業関係職員	10人	10人	0人
技能労務職	清掃職員、給食調理員など	48人	47人	△1人
教育職	幼稚園教諭、県教諭	32人	32人	0人

(3)年齢別職員数(各年4月1日現在)

※単位:人

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成25年	10	42	85	99	138	178	174	133	152	179	147	4	1,341
平成26年	7	61	90	96	135	171	163	142	155	169	146	15	1,350
増減	△3	19	5	△3	△3	△7	△11	9	3	△10	△1	11	9

(職員数)



(4)一般行政職の級別職員数(平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
職務内容	主事	主任	主査	係長	課長補佐	課長	部次長	
職員数	53人	51人	110人	84人	86人	60人	34人	478人
構成比	11.1%	10.7%	23.0%	17.6%	18.0%	12.5%	7.1%	100.0%

(注)再任用職員は除く

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成25年度採用試験(平成26年4月1日採用分)

職種	申込者数	受験者数	合格者数	競争率
一般行政職	56人	50人	12人	4.2倍
消防職	17人	14人	4人	3.5倍
保育士・幼稚園教諭	29人	27人	6人	4.5倍
技術職(土木)	4人	4人	2人	2.0倍
学芸員(美術)	13人	10人	2人	5.0倍
病院専任事務職	27人	20人	3人	6.7倍
事務職(身体障がい者)	1人	1人	0人	0.0倍

(注)中津川市民病院・国保坂下病院・坂下老人保健施設の医療職を除く

3 職員の給与の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職・税務職	42歳9月	318,564 円	373,345 円
技能労務職	51歳6月	281,929 円	323,275 円
保育士・幼稚園教諭	41歳7月	296,342 円	331,171 円
消防職	40歳1月	304,971 円	392,486 円

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等を加えた額です。

②職員の初任給(平成26年4月1日現在)

区分		中津川市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200 円	185,800 円	172,200 円	185,800 円
	短大卒	152,800 円	166,900 円	152,800 円	166,900 円
	高校卒	140,100 円	149,800 円	140,100 円	149,800 円

③職員の経験年数別、学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,666 円	285,550 円	349,287 円
	高校卒	205,400 円	249,600 円	296,625 円

④期末手当・勤勉手当

中津川市				国			
1人当たり平均支給額(H25年度)		1,214,284 円		-			
(平成25年度支給割合)				(平成25年度支給割合)			
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		
6月期	1.225月分	0.675月分		1.225月分	0.675月分		
12月期	1.375月分	0.675月分		1.375月分	0.675月分		
計	2.60月分	1.35月分		2.60月分	1.35月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

⑤退職手当(平成26年4月1日現在)

中津川市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし)		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり 平均支給額	自己都合	勸奨・定年			
	3,175 千円	23,776 千円			

- (注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は平成25年度に退職した職員の平均です。
 2. 定年前早期退職者特例措置は平成22年度から実施しておりません。

⑥特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	392,534千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額	600,205円
職員全体に占める手当支給職員の割合	46.7%
手当の種類(手当数)	6種類

手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
不快手当	死体の監視又は消毒処理作業に従事する職員	1体 3,000円
	清掃作業に従事する職員	衛生センター 日額2,300円
		環境センター(焼却施設) 日額2,000円
		前記以外の職員 日額1,500円
	火葬場作業に従事する職員	1日 2,000円
	不用犬等焼却作業に従事する職員	月額 3,000円
浄化管理センターにおける下水処理業務並びに公共下水道管及びマンホールの清掃又はしゅんせつ作業に従事する職員	月額 3,000円	
危険手当	法令等に基づく資格を有する職員で危険物等の取り扱い責任の業務に従事する職員	月額 2,000円
特殊手当	市民病院、診療所に勤務する薬剤師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、言語療法士等の職員	月額 2,000円
	看護師等で深夜(午後10時から翌日午前5時以下同じ)において行われる看護等の業務に従事する職員	深夜3時間以上 4,000円 深夜2～3時間 3,500円 深夜2時間未満 2,000円
	家畜の診療又は人工授精に従事する職員	月額 3,000円
	消防職員で深夜勤務に従事する職員	1勤務 650円
	救急救命士で常時救急救命業務に従事する職員	月額 3,000円
	福祉施設に勤務する職員(事務職員を除く)	月額 3,000円
	給水装置の修繕等の業務及び浄水場業務に従事する職員	月額 1,000円
医師手当	市民病院に勤務する医師たる職員	1.勤務1月につき、給料及び扶養手当の月額の100分の50 2.経験年数に応じて勤務1月につき、経験年数1年未満の者10万円以内、経験年数2年未満の者12万円以内、経験年数2年以上の者17万円以内、特に市長が必要と認めた者20万円以内
診療手当	市民病院及び坂下病院に勤務する常勤の医師及び歯科医師たる職員	勤務1月につき 支給月の前々月の純益から一般会計等負担金及び補助金を減じた額を基準として、その100分の3を常勤の医師及び歯科医師数で除した額(基準額が5千万円以下の場合には支給しない。)
救急外来入院手当	市民病院及び坂下病院に勤務する医師及び歯科医師たる職員	入院患者1人につき 医師又は歯科医師が救急外来患者を入院させた場合3,000円

⑦時間外勤務手当

平成25年度決算	支給実績	529,921千円
	職員1人当たり平均支給年額	447千円
平成24年度決算	支給実績	504,265千円
	職員1人当たり平均支給年額	430千円

⑧その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円 ただし、配偶者のない職員の扶養親族1人 11,000円	同じ	137,765 千円	224,740 円
住居手当	(借家、借間居住者) (ア)月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃額-12,000円(百円未満切捨) (イ)月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000(百円未満切捨) (ウ)月額55,000円以上の家賃を支払っている職員 27,000円	同じ	38,779 千円	242,370 円
通勤手当	(交通機関等利用者) 支給限度額 55,000円 (交通用具<自動車等>使用者) 通勤距離により 2,800円~24,500円	一部異なる(内容)通勤距離区分が異なる	115,604 千円	103,589 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間(平成25年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分(月曜~金曜)	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分

②年次有給休暇(平成25年1月1日~平成25年12月31日)

制度概要	平均取得日数
1の年につき20日付与。現年付与分のみ翌年に繰越可。(20日を上限) 取得は1日、1時間を単位として取得可能	7.1日

③特別休暇

区分	内容、取得条件等	付与日数
公民権行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使するとき	必要期間
出頭休暇	職員が証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するとき	必要期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要であるとき	必要期間
ボランティア休暇	職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行うとき	1年につき5日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行等の行事を行うとき	5日以内
介護休暇	日常生活を営むのに支障があるものを介護・世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき1人5日以内(上限10日)
忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じて付与
父母の追悼のための休暇	職員の父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内
夏季休暇	夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進を行うとき	5日以内
復旧作業休暇	地震、水害、火災その他の災害により、住居が滅失損壊した場合で、復旧作業が必要なとき	7日以内
災害休暇	地震、水害、火災その他の災害により、出勤することが著しく困難であると認められる場合又は勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要期間

◆出産育児に関する休暇		
産前休暇	6週間以内に出産する予定である女子職員が申し出たとき	出産日までの申し出た期間
産後休暇	職員が出産したとき	出産日の翌日から8週間以内
育児時間休暇	生後1年未満の子を育てる職員が、必要と認められる授乳等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日2回(1回につき30分以内)
妊娠中の通勤緩和措置	妊娠中の女性職員が通勤等の際、母体の健康維持に支障を与えるため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日60分以内
妊産婦の健康診査休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	必要期間
配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い、出産の付添いをするとき	2日以内
配偶者出産に関する養育休暇	配偶者が出産する場合、産前産後の期間内において、出産にかかる子又は小学校就学前の子を職員が養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要があるとき	1年につき1人5日以内(上限10日)

5 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成25年度)

分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降格の4種類があります。懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。平成25年度の状況は次のとおりです。

区分	免職	休職	降任・降格	区分	免職	停職	減給	戒告	区分	訓告・嚴重注意
分限処分	0人	13人※	0人	懲戒処分	0人	0人	1人	0人	その他	7人

※事由 心身の故障

6 職員のサービスの状況

職務の遂行にあたって職員が守るべき義務

区 分	内 容
職務命令に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
職務専念義務	職員は勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の執行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成25年度)

①職員研修

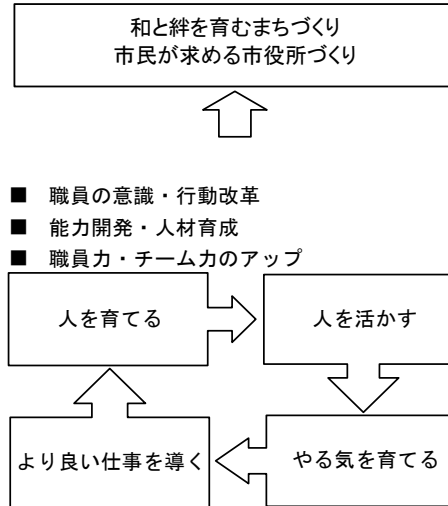
区分	参加人数	研修内容
研修センター主催	225人	新規採用職員研修、係長級職員研修、課長補佐級職員研修、課長級職員研修、メンタルタフネス講座、政策形成講座 など
市町村アカデミー主催	6人	固定資産税課税事務、まちづくりのための政策形成
人事評価	400人	評価者研修
民間派遣	3人	三菱電機ライフサービス株式会社中津川支店
接遇	212人	新人接遇研修、接遇研修
その他	188人	政策研修、人権研修、JC青年の船とうかい号、地方公務員のための給与実務入門 など

②人事評価制度

人事評価制度は、評価を通じて職員一人ひとりの行動・意識の改革と能力開発、人材育成を図り、チーム力、市役所力をアップし、和と絆を育むまちづくり、市民が求める市役所づくりを進めることを目的としています。

能力・業績を重視した評価、仕事に対する意欲、チャレンジ精神を評価の基本としながら、納得性、透明性、信頼性の高い制度づくりを進めるとともに、昇任・昇格、配置など能力・実績に基づく人事・給与処遇の重要な資料として活用します。

※対象者：病院医療職、休職等で対象期間中の勤務実績が3月未満の職員を除く全職員



(1) 能力評価

■能力評価は職員一人ひとりの実際の「仕事ぶり」＝仕事にどのような態度・姿勢で取り組み、どのような行動を起こしたか把握して評価します。

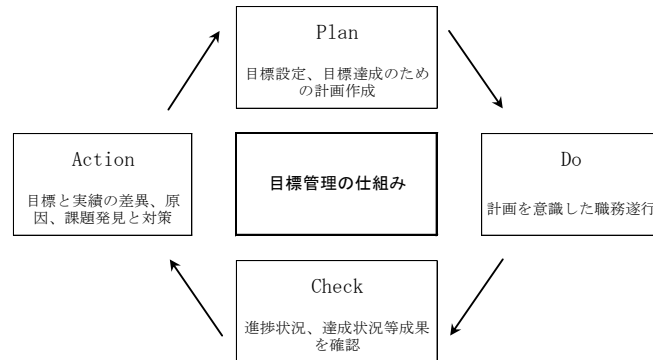
■職員の意識改革を図り、一人ひとりの職務行動から開発すべき能力を把握し、効果的な育成を行いながらマンパワーの向上を図るとともにその職務遂行能力を最大限有効活用することを目的としています。

■人材育成・能力開発の観点からどのようなアドバイスが有効であるかを考え、それらを的確にフィードバックすることで部下の士気・能力を高めます。

(2) 業績評価(目標による管理)

■「目標による管理」とは職員一人ひとりが年度内に実現する目標を設定し、半年ごとに目標の達成状況をチェックし、問題があれば解決しながら仕事を進め、成果をあげることを目的としたものです。

■組織全体で実現すべき目標を上から下へレイクダウンし、仕事を進めるうえで目標設定(Plan)職務遂行(Do)成果確認(Check)課題発見(Action)のサイクルを実践し、仕事の品質を高め、職員の能力開発とマンパワーの向上を図ります。



(3) 条件附採用職員評価

実施時期	条件附採用期間中の職員が採用の日から5月を経過した時点
実績(平成25年度)	評価対象職員 27名中、正式採用 27名(病院医療職を除く)

③勤労手当の成績率の適用

<平成25年6月期>

【部次長級】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	1.045月	0.945月	0.845月	0.745月	0.875月
人員分布	0.0%	30.8%	69.2%	0.0%	—

【課長級】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	0.845月	0.745月	0.645月	0.545月	0.675月
人員分布	0.0%	14.6%	84.3%	1.1%	—

【課長補佐以下】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
成績率	0.725月	0.695月	0.665月	0.625月	0.675月
人員分布	0.4%	12.3%	85.5%	1.8%	—

<平成25年12月期> ※成績率は6月期と同じ

【部次長級】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
人員分布	0.0%	30.8%	69.2%	0.0%	—

【課長級】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
人員分布	0.0%	12.5%	86.4%	1.1%	—

【課長補佐以下】	特に優秀	優秀	良好	良好でない	基準支給率
人員分布	0.1%	11.9%	86.5%	1.5%	—

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、中津川市職員互助会を設置し、職員の相互扶助、福利厚生事業を行い、職員の元気回復、福祉の増進を図っています。この互助会は、職員の会費で運営されています。なお会費は、給料月額に1,000分の2を乗じた金額です。

また、職員の共済制度は、地方公務員共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、長期給付事業(年金関係)、短期給付事業(医療関係等)、福祉事業(人間ドック事業等)を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

①職員の健康診断の状況(平成25年度)

種別	受診者数
人間ドック	29人
職員健康診断	1,329人
嘱託職員等健康診断	638人
全体受診率	97%

②職員の福利厚生の状況(平成25年度)

事業名	内容
給付事業	結婚祝金、出産祝金、療養見舞金、災害見舞金、餞別金、弔慰金、研修費
福利厚生事業	中津川おいでん祭「みこしねり歩き」参加、風流おどり助成、ボランティア助成、ジョイセブン会員、JTBベネフィット会員、オーナーズビラ(紀州鉄道)会員、ソフトボール大会、ソフトバレーボール大会

③公務災害補償の状況(平成25年度)

■公務災害

前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	16	14	1	1	0

■通勤災害

前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
		通勤上	通勤外		
0	0	0	0	0	0

9 職員の意識改革の状況

①人事評価の状況(平成26年1月昇給時)

能力、業績の評価を行い、昇格、昇給、勤勉手当に差を付けています。

(医療系除く)

	特に優秀	優秀	普通	劣る	特に劣る
部長・次長級	3人 7.5%	12人 30.0%	25人 62.5%	0人 0.0%	0人 0.0%
課長級以下	0人 0.0%	106人 15.4%	572人 83.4%	8人 1.2%	0人 0.0%
技能労務職	0人 0.0%	8人 16.7%	40人 83.3%	0人 0.0%	0人 0.0%

②係長級候補者試験(平成25年度)

職種	受験資格者	受験者数	受験率	合格者数	合格率
一般行政職	38人	32人	84.2%	22人	68.8%
消防職	5人	5人	100.0%	5人	100.0%
合計	43人	37人	86.0%	27人	73.0%

③管理職候補者試験(平成25年度)

職種	受験資格者	受験者数	受験率	合格者数	合格率
一般行政職	68人	22人	32.4%	15人	68.2%
消防職	0人	0人	0.0%	0人	0.0%
合計	68人	22人	32.4%	15人	68.2%